

栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の概要

平成 27 年 12 月 24 日栃木県条例第 50 号

条例制定の趣旨（前文）

- 本県の経済及び社会が今後も発展していくためには、中小企業の果たす役割とその重要性を認識し、中小企業の成長発展と小規模企業の事業の持続的な発展に取り組む必要があります。
- 中小企業・小規模企業の振興のよりどころとするとともに、県を挙げて推進していくために、この条例を制定します。

目的（第 1 条）

- ・基本理念及び県の責務等の明示と中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本事項の規定
- ・中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の健全な発展と県民生活の向上に寄与

基本理念（第 3 条）

- ・中小企業者の自主的な努力の促進
- ・中小企業者が供給する製品等の積極的な利用
- ・中小企業者が重要な存在であるという認識
- ・中小企業者と関係のある者の相互連携・協力
- ・地域資源の活用
- ・小規模企業者の経営資源の活用、多様な主体との連携・協働

役割等（第 4 条～第 11 条）

県の責務（第 4 条）

- ・施策の策定・実施
- ・中小企業者の受注機会の増大
- ・県と市町村の協力（第 11 条）
- ・円滑かつ効果的な相互連携・協力

中小企業支援団体の役割（第 6 条）

- ・中小企業・小規模企業の振興の主体的な取組と県の施策への協力
- ・職員の業務遂行能力の向上

金融機関等の役割（第 7 条）

- ・円滑な資金調達と、経営の改善及び向上への協力

中小企業者の努力（第 5 条）

- ・経営改善・向上の自主的な努力
- ・雇用機会の創出、労働環境の整備、地域の振興への寄与

県民の役割（第 10 条）

- ・中小企業・小規模企業の振興の理解
- ・中小企業者の供給する製品等の利用を通じた協力

教育機関等の役割（第 9 条）

- ・勤労及び職業に対する意識啓発及び実践的で充実した教育等
- ・人材の育成、中小企業者との共同研究等

大企業者の役割（第 8 条）

- ・大企業者の事業活動及び地域経済社会における中小企業の重要性の理解
- ・中小企業の発展への貢献

中小企業・小規模企業の振興に関する指針の策定・公表（第 13 条）

財政上の措置（第 12 条）

基本的施策

創業の促進、経営の改善及び向上、事業承継の円滑化（第 14 条）

新たな技術、製品及び役務の開発の促進（第 15 条）

販路開拓の促進（第 16 条）

地域資源を活用した事業活動の促進（第 17 条）

海外への事業展開の促進（第 18 条）

人材の育成及び確保（第 19 条）

資金の円滑な供給（第 20 条）

産学官金連携の促進（第 21 条）

災害時等における事業の円滑な継続（第 22 条）

小規模企業への配慮（第 23 条）

- ・小規模企業者の経営相談等の体制整備や経営資源の確保のための施策の実施
- ・商工会議所、商工会等が実施する取組に対する施策の実施

☆条例施行日：条例公布の日